

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度の税率

1 法人県民税均等割の税率

税率適用区分	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度の税率
資本金等の額を有する法人で資本金等の額※が1千万円以下であるもの、公共法人及び公益法人等のうち均等割を課することができないもの以外のもの、一般社団法人及び一般財団法人、人格のない社団等	年額 21,600円
資本金等の額を有する法人で資本金等の額※が1千万円を超え1億円以下であるもの	// 54,000円
// 1億円を超え10億円以下であるもの	// 140,400円
// 10億円を超え50億円以下であるもの	// 583,200円
// 50億円を超えるもの	// 864,000円

(注) 上表の税率の適用について、事業年度が1年未満の場合は月割計算した金額とします。

※平成27年4月1日以降に開始する事業年度から、「資本金等の額」又は「資本金と資本準備金の合計額」のいずれか大きい金額とします。

2 法人県民税法人税割の税率

税率適用区分	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度の税率※
資本金の額や出資金の額が1億円を超える法人	4/100
保険業法に規定する相互会社	
資本金の額や出資金の額が1億円以下の法人など	法人税額が年1,000万円を超える法人
	法人税額が年1,000万円以下の法人
	3.2/100

(注) 上表の税率適用区分のうち法人税額の適用について、事業年度が1年未満の場合は月割計算した金額とします。

※法人税割の超過税率は、平成33年3月31日までに終了する事業年度分の法人税割について適用されます。

3 法人事業税の税率

(1) 外形標準課税法人以外の法人

区分	法人の種類	税率適用区分	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度の税率	
所得を課税の基礎とする法人	普通法人	所得のうち年400万円以下の金額	所得の 3.4/100	
		// 年400万円を超え800万円以下の金額	// 5.1/100	
		// 年800万円を超える金額	// 6.7/100	
	〔一般の法人、人格のない社団や財団など〕	3以上の都道府県に事務所・事業所を設けて事業を行っている法人で資本金の額や出資金の額が1,000万円以上のもの	// 6.7/100	
		特別法人	所得のうち年400万円以下の金額	// 3.4/100
			// 年400万円を超える金額	// 4.6/100
〔農業協同組合、信用金庫、医療法人など〕	3以上の都道府県に事務所・事業所を設けて事業を行っている法人で資本金の額や出資金の額が1,000万円以上のもの	// 4.6/100		
	と課税するの金額を基礎とする法人	電気・ガス供給業、保険業を行う法人	収入金額の 0.9/100	

(注) 上表の税率適用区分のうち所得の適用について、事業年度が1年未満の場合は月割計算した金額とします。

(2) 外形標準課税法人

資本金の額や出資金の額が1億円を超える法人（公益法人等・特別法人・人格のない社団等・投資法人等を除く）

区分	税率適用区分	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度の税率
付加価値割		付加価値額の 1.2/100
資本割		資本金等の額※の 0.5/100
所得割	所得のうち年400万円以下の金額	所得の 0.3/100
	〃 年400万円を超え800万円以下の金額	〃 0.5/100
	〃 年800万円を超える金額	〃 0.7/100
	3以上の都道府県に事務所・事業所を設けて事業を行っている法人	〃 0.7/100

(注) 上表の税率適用区分のうち所得の適用について、事業年度が1年未満の場合は月割計算した金額とします。

※平成27年4月1日以降に開始する事業年度から、「資本金等の額」又は「資本金と資本準備金の合計額」のいずれか大きい金額とします。

外形標準課税法人の税率改正に伴う負担変動の軽減措置

- 対象事業年度 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度
- 対象法人 当該事業年度に係る付加価値額が40億円未満の外形標準課税法人
- 軽減措置の内容 「当該事業年度の課税標準に当該事業年度の事業税の税率を乗じて得た額(A)」と「当該事業年度の課税標準に平成28年3月31日現在の事業税の税率を乗じて得た額(B)」を比較し、(A)が(B)を超える場合は、その超える額(以下、負担増加分といいます。)の2分の1以下の金額を下表のとおり事業税額から控除します。

付加価値額の区分	事業税額から控除する金額
当該事業年度の付加価値額が30億円以下の場合	負担増加分の1/2相当額
当該事業年度の付加価値額が30億円超40億円未満の場合	負担増加分の1/2相当額 × (40億円 - 当該事業年度の付加価値額) ÷ 10億円

4 地方法人特別税(国税)の税率

区分	平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度の税率
所得を課税の基礎とする法人(外形標準課税法人以外)	法人事業税所得割額の 43.2/100
収入金額を課税の基礎とする法人	〃 収入割額の 43.2/100
外形標準課税法人	〃 所得割額の 414.2/100

◎ 予定申告額の計算方法

区分	税額の計算
法人県民税(法人税割)	前事業年度の法人県民税(法人税割)額 × 6 ÷ 前事業年度の月数
法人事業税	〃 法人事業税額 ÷ 前事業年度の月数 × 6
地方法人特別税(国税)	〃 地方法人特別税額 ÷ 〃 月数 × 6
地方法人税(国税)	〃 地方法人税額 ÷ 〃 月数 × 6

(注) 上表の税額の計算のうち前事業年度の法人事業税額は所得割額・付加価値割額・資本割額・収入割額ごとに計算します。

上表の税額の計算のうち前事業年度の地方法人特別税額は所得割額および収入割額の合算額で計算します。

上表の他、法人県民税(均等割)も申告します。